

## 社会福祉法人東静会 非常勤役員等報酬規程

### (根 拠)

第1条 この規程は、社会福祉法人東静会（以下「法人」という）の評議員及び役員等報酬規程（以下「規程」という。）は当法人定款（以下「定款」という）第8条及び第22条により、評議員及び役員等の報酬基準及び報酬額を定めたものである。

### (目 的)

第2条 この規程は、社会福祉法人東静会の評議員及び役員等の報酬等について定めたものである。

### (定 義)

第3条 この規程において非常勤とは4週間を平均して週2回以上を所定勤務としない勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事並びに委員会委員をいう。

3 報酬とは、法人と委託関係にある評議員及び役員並びに委員会の委員等に職務執行の対価として支払われるものである。

### (評議員会及び理事会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、1日分の報酬5,000円（源泉徴収税額控除後の額）を支払うことができる。法人本部関係者及び施設関係の長に対しては、報酬は支給しないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、1日分の報酬5,000円（源泉徴収税額控除後の額）を支払うことができる。法人本部関係者及び施設関係の長に対しては、報酬は支給しないものとする。

3 理事会・評議員会が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬は支払わないものとする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合、10,000円（源泉徴収税額控除後の額）を支払うことができる。

2 この法人の全理事の報酬総額は各年度において500,000円を超えない範囲とする。

3 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合、10,000円（源泉徴収税額控除後の額）を支払うことができる。

4 この法人の全評議員の報酬総額は各年度において500,000円を超えない範囲とする。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、1日分の報酬5,000円（源泉徴収税額控除後の額）を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設監査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、10,000円（源泉徴収額控除後の額）を支払うことができる。

3 この法人の全監事の報酬総額は各年度において500,000円を超えない範囲とする。

（評議員選任・解任委員会及び第三者委員会、その他法人に関する会議等の報酬等）

第7条 評議員選任・解任委員（以下「選任委員」という。）及び第三者委員会が評議員選任解任委員会（以下「選任委員会」という。）又は第三者委員会、その他法人に関する会議等に出席したとき10,000円（源泉徴収額控除後の額）を支払うことができる。

2 法人本部関係者及び施設関係の長に対しては、報酬は支給しないものとする。

3 理事会・評議員会が同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、報酬は支払わないものとする。

（出張）

第8条 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合は報酬10,000円（源泉徴収額控除後の額）交通費等を支払うことができる。

2 宿泊費、旅費及び交通費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費の実費を支給する。

4 交通費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、事前に概算額を支払い、出張終了後に清算することができる。

（報酬等の支払い）

第9条 報酬等は現金をもって本人に支給するものとする。

2 リモート会議、若しくは書面表決による会議に参加（決議事項の承認書等が締め切り日までに到着）した時は1,000円分をQUOカード等で支払う。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（変更及び廃止）

第11条 この規程の改定及び廃止は評議員会の決議を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年2月17日から施行する。

平成30年1月19日 改定

令和3年6月18日 改定

令和6年10月17日 改定